

別表第 1（第 1 2 条関係）

昭和村学童クラブ保育料徴収基準表 1

階 層	定 義	徴収基準金額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
B	その他の世帯	月額 1 0,0 0 0 円

○一人親家庭は児童につき月額 2,0 0 0 円を、兄弟姉妹同時入会の場合は第二子以降児童一人につき月額 2,0 0 0 円を、それぞれ減額する。

○保育日数が 1 0 日に満たない場合は、別表 2 に定める保育料を負担するものとする。

別表第 2（第 1 2 条関係）

昭和村学童クラブ保育料徴収基準表 2

階 層	定 義	徴収基準金額
A	生活保護法による被保護世帯	0 円
B	その他の世帯	日額 1,0 0 0 円

○一人親家庭は児童につき日額 2 0 0 円を、兄弟姉妹同時入会の場合は第二子以降児童一人につき日額 2 0 0 円を、それぞれ減額する。

○保育日数が 1 0 日を超える場合は、別表 1 に定める保育料を負担するものとする。